

議 第 284 号

平成26年6月6日提出

熊本市区の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市区の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成23年条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表西区の項中「上高橋2丁目」の次に「、上松尾町」を、「中原町」の次に「、中松尾町、西松尾町」を加え、「、松尾町上松尾」を削り、「松尾町平山」の次に「、松尾1丁目、松尾2丁目」を加え、同表北区の項中「小糸山町」の次に「、泗水町南田島」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月27日から施行する。ただし、別表中北区の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

町の区域を新たに画すること及び市の境界変更に伴い、区の区域に関する規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。